

公 告 第 112 号

組合規約の変更について

亀田総合病院健康保険組合規約の一部が、変更されたため、健康保険法  
施行令第3条2項に基づき、別添のとおり公告する。

令和7年2月27日

亀田総合病院健康保険組合  
理事長 亀田 秀次

# 規 約 変 更 書

亀田総合病院健康保険組合規約の一部を、次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、18人とする。  
を

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、22人とする。  
に改める。

第9条を次のように改める。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、組合の全区によって行う。

2 前項の選挙区にて選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。

選挙区の範囲	議員数
医療法人鉄蕉会	9人
亀田産業株式会社	
株式会社ケイテイエス	
社会福祉法人太陽会	
亀田総合病院健康保険組合	
株式会社メディヴァ	
株式会社ケイエムシー	
オルカ鴨川FC株式会社	
亀楽株式会社	

を

選挙区の範囲	議員数
医療法人鉄蕉会	11人
亀田産業株式会社	
株式会社ケイテイエス	
社会福祉法人太陽会	
亀田総合病院健康保険組合	
株式会社メディヴァ	
株式会社ケイエムシー	
オルカ鴨川FC株式会社	
亀楽株式会社	

に改める。

附 則

この規約は、次期総選挙から施行する。

亀田総合病院健康保険組合規約新旧対照表

新		旧	
<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>22</u>人とする。</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の選挙区にて選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p>		<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>18</u>人とする。</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の選挙区にて選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p>	
選挙区の範囲	議員数	選挙区の範囲	議員数
医療法人鉄蕉会 亀田産業株式会社 株式会社ケイテイエス 社会福祉法人太陽会 亀田総合病院健康保険組合 株式会社メディヴァ 株式会社ケイエムシー オルカ鴨川FC株式会社 亀楽株式会社	<u>11</u> 人	医療法人鉄蕉会 亀田産業株式会社 株式会社ケイテイエス 社会福祉法人太陽会 亀田総合病院健康保険組合 株式会社メディヴァ 株式会社ケイエムシー オルカ鴨川FC株式会社 亀楽株式会社	<u>9</u> 人
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、次期総選挙から施行する。</u></p>			